

令和 8 年第 2 回（3 月）
宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	川 野 武 志	議員		P 1
通告第 2 号	合 川 泰 治	議員		P 3
通告第 3 号	鈴 木 次 男	議員		P 5
通告第 4 号	小 島 あけみ	議員		P 8
通告第 5 号	土 渕 保 美	議員		P 1 0
通告第 6 号	丸 山 妙 子	議員		P 1 2
通告第 7 号	丸 藤 栄 一	議員		P 1 4
通告第 8 号	塚 村 香 織	議員		P 1 6
通告第 9 号	福 澤 和 美	議員		P 1 8
通告第 1 0 号	野 原 洋 子	議員		P 2 1
通告第 1 1 号	泉 伸一郎	議員		P 2 3
通告第 1 2 号	佐 藤 将 行	議員		P 2 5
通告第 1 3 号	田 島 正 徳	議員		P 3 0

通告第 1 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 1 月 2 7 日午後 1 時 3 5 分受付
令和 8 年 1 月 2 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 川 野 武 志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 新しい村魅力アップ事業について	町は、令和 5 年度から市民に新しい村として愛され続けるために、個性を引き出し次の未来に向けてより魅力を高めていくための計画として「新しい村魅力アッププラン」を取りまとめました。現在は、そのプランに基づき魅力アップに向けて動き出していると思います。 先に産業観光課から新しい村魅力アップ事業について説明をいただいたところ、事業費は 5 億 9, 9 0 0 万円、6 次化加工施設が 7, 4 0 0 万円、トイレ新設が 5, 2 0 0 万円などとなっています。 事業スケジュールは、令和 1 0 年度までということですが、これだけ予算をかけたわりには代わり映えしない感じがします。 新しい村は、既に 2 0 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、リニューアルは、必要だということは理解しますが、須賀小学校の建替えや衛生組合跡地の対応等を考えると、財政的に厳しい状況だと思います。 また、現在の場所は奥まった場所であり、誰もが分かりやすい場所とは言えないため、将来に向けた戦略的な事業展開を進めるなら、アグリ部門以外は、もっと立ち寄りやすい場所に移設し、通過交通を取り込むことも考えるべきだと思います。 それらを踏まえて、次の点について伺います。

	①魅力アップ事業による成果目標は。 ②集客力や売り上げアップの目標値は。 ③事業費の償還計画は。 ④県道等の幹線道路沿いへの戦略的な出店の考え方は。
2 ふるさと納税について	ふるさと納税制度は、そもそも自分の故郷や応援したい自治体などを選んで寄付ができる制度です。しかし、現状は、返礼品を手段とした自治体間の熾烈（しれつ）な税源の奪い合いを引き起こしています。 宮代町においても、ふるさと納税の獲得に向けて取り組んできましたが、今年度の組織改正により、産業観光課に「商工観光・ふるさと納税担当」が設置されました。また、新井町長の令和6年度6月議会の一般質問に対する答弁では、3期目に重点的に取り組む事業の一つに、ふるさと納税の確保が掲げられました。 それらを踏まえて、次の点について伺います。 ①今年度の寄付受入見込み額と評価は。 ②「ふるさと納税担当」設置による新たな取組みの状況は。 ③新たな返礼品の選定や開発状況は。
3 産業誘致について	産業誘致をはじめとした土地利用転換をより一層推進するため、今年度、組織体制を見直し「未来のまち整備課」が設置されました。 しかしながら、実際、企業誘致に関しては、目に見えるような成果が出ていないと思われます。 また、和戸駅西側地区は昨年4月に農用地区域から除外されたにもかかわらず、未だに残土の山の解消に向けた話も聞こえてこない状況です。 さらに、産業誘致に関しては、過去のプロジェクトでは、副町長が総括者として関係機関や庁内各課を取りまとめ実現に至った経緯があります。 それらを踏まえて、次の点について伺います。 ①産業誘致に関する今年度の取組みと成果は。 ②残土の山の解消に向けた取組み状況は。 ③和戸駅西側地区の地権者との合意形成は。 ④企業誘致に向けた副町長の役割と今後の体制強化は。

通告第 2 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 2 日 午前 8 時 5 0 分受付
令和 8 年 2 月 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 六花の虐待 事案に対する 対応について 2 中学校の適 正配置につい て	公設宮代福祉医療センター六花において虐待事案が発生したことに関して以下の点について伺います。 (1) 1 月末までに改善計画を提出することになっているが、その内容は。 (2) 改善計画を担保する方策は。 (3) これまでのモニタリングにおける問題点と改善点は。 令和 9 年度から再検討することとなっていますが、現状において課題もあることから以下の点について伺います。 (1) 自由学区の導入により百間中学校へ進学する生徒が増えているが、その要因は。 (2) 前原中学校区から進学する生徒が多いが、望んだ生徒が全て進学できるのか。 (3) 進学できない場合の理由と対応は。 (4) 今後の自由学区制をどのように考えているか。 (5) 適正配置の問題として、百間中学校と前原中学校の統合も視野に入れるべきと考える

	が、当町の見解は。
3 小中学校校庭に水道設備の設置を	校庭を使用する各種スポーツ団体より校庭への水道設備の設置が望まれています。 スポーツを通じた青少年育成に寄与できるものと考えますが、見解を伺います。
4 書かない窓口の進捗は	当町においても「書かない窓口」の導入をすすめているところでありますが、その後の進捗状況を伺います。

通告第 3 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 1 月 2 7 日 午前 9 時 4 0 分 受付
令和 8 年 1 月 2 7 日 宮代町議会 議長 様 宮代町議会 議員 鈴木 次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 当町での子育て支援について	当町では、出生数の減少と人口構造の変化が続いています。近年の統計では、年間出生数は180人前後で推移しており、死亡数が出生数を大きく上回る状況が続いています。また、若い世代の転入は一定数あるものの、転出も同程度に発生しており、人口の自然減・社会減の両面から地域活力の低下が懸念されます。こうした中、当町は「宮代町こども計画」を策定し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を進める方針を示しています。計画策定にあたり実施されたアンケートでは、具体的な課題として、子育て家庭の不安や孤立感、相談先の分かりにくさ、遊び場や居場所の不足などが挙げられています。さらに、町内には子育て支援センターや子育てひろばが整備され、親子の交流や相談の場が提供されていますが、利用者の声を踏まえた改善や、より使いやすい支援体制の構築が求められています。そこで伺います。 ① 保育所の整備が進んでいるものの、女性の就職率上昇に伴い保育ニーズが増加し、待機児童が発生しているが、町の考えは。 ② 町内の幼稚園（私立4園）では、新制度（子ど

	も・子育て支援制度)への移動希望がなく、制度面での対応が遅れているが、町の考えは。 ③全国的な傾向として、子育て世代が地元以外で子育てをするケースが多く、近隣に頼れる人がいない家庭が増えている。当町でも「相談できる人が少ない」「地域行事への参加機会が不足」といった声がある。町としてこの“子育ての孤立化”をどの程度の課題として認識しているのか。 2 車いす利用者から考える町の問題について 当町は「誰もが安心して暮らせるまち」を掲げています。しかし、車いすで生活する方々の視点から見ると、まだまだ改善すべき点が残されています。そこで伺います。 ①公共施設、特に図書館の車いす専用駐車場については、国の基準を満たした大きさを整備されているものの、実際の利用においては次のような課題がある。例えば、「車いすを乗り入れる際、片側に寄せると、車いす利用者のために敷設された石畳の上に車いすを置くことができず、歩行が困難になる。」、「石畳の幅は80cmしかなく、車いすのタイヤ幅が55cmであるため、左右の余裕は片側12.5cmしかない。わずかなずれで脱輪し、転倒の危険がある。」、「駐車場の乗り口に段差があり、転倒の危険性がありスムーズな移動を妨げている。」など。これらの課題に対し、今後町としてどのように対応していくのか。 ②公共施設、特に図書館に設置されている車いす対応トイレについては、現状ではスペースが狭く、利用に支障が生じているとの指摘がある。これらの課題に対し、今後町としてどのように改善を進めていくのか。 ③公共施設に設置されているスロープについては、勾配が急で車いす利用者にとって負担が大きいとの指摘がある。これらの状況を踏まえ、当町としてどのように認識し、改善に向けてど
--	---

3 須賀小学校 のお別れ会に ついて	のような対応を検討しているのか。 ④ 町内各所で指摘されているグレーチング（側溝蓋）に関する安全上の問題について、当町としてどのように認識し、今後どのような対応を進めていくのか。 いよいよ須賀小学校の建設が始まります。今年3月末までに実施設計が完了し、2学期からは第1・第2校舎のみで学校運営を開始いたします。続いて、9月頃から第3・第4校舎、学童保育所、プールの解体を行います。新しい校舎・体育館棟の建設は10月から始まり、令和10年2月末までに完成する予定です。そして同年4月からは新校舎での学校運営が始まります。その後、第1・第2校舎や旧体育館を解体し、同年12月末にはすべての工事が完了する見込みです。 7月頃に須賀小学校のお別れ会を実施する方向で検討していると伺っていますが、その具体的な内容や実施方法について、現時点でどのように想定しているのか伺います。
-----------------------------------	---

通告第 4 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 1 月 2 7 日 午前 1 0 時 1 0 分受付 令和 8 年 1 月 2 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 小島 あけみ 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 プレコンセプションケアの普及について	プレコンセプションケアとは、性別を問わず適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや、将来の健康を考えて健康管理を行うヘルスケアのことである。目的には、①若い世代の健康を増進し、質の高い生活を実現してもらうこと。②若い世代の男女が将来、より健康になること。③健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることの3つがある。思春期から成人期に至るまで、全ての人が発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアの概念を知り、それに関する知識について適切に身につけることは重要である。こども家庭庁では、プレコンセプションケア推進5か年計画を策定し、概要の普及と相談支援体制の充実を推進している。そこで、当町の普及についての見解を伺う。
2 校内教育支援センターの設置について	第5次宮代町総合計画後期実行計画事業（案）「地域のみんなでこどもたちの居場所づくり事業」に全小中学校への校内教育支援センターの設置がある。不登校児童生徒が増える中で、校内教育支援センターの整備充実が求められており、登

3 交通安全教育について	校復帰策として大きな効果を期待されている。そこで、今後の計画概要について伺う。 自転車にまつわる交通事故の発生件数が近年、高い水準で推移している。自転車の安全・安心な利用に向けて交通ルールが強化される中、本年4月1日から自転車の交通違反に対する反則金制度が導入される。こうした交通ルールを一層浸透させるため警視庁は交通安全教育で押さえる内容などをまとめたガイドラインを公表している。そこで以下の点について伺う。 ① 小学校で行っている交通安全教室の内容は。 ② 中学校で安全教育を行う予定は。 ③ 警視庁のガイドラインを参考にした世代別の安全教育を行う考えは。
---------------------	---

通告第 5 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 2 日 午前 9 時 2 0 分受付 令和 8 年 2 月 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 渕 保 美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 宮東・中島地区 区圃場整備事業について	令和 7 年の晩秋より本格的に圃場整備が始まりました。そこで伺います。 ① 現在の進捗状況並びに今後のスケジュール、そして展望は。 ② この付近の自治体では、大掛かりな圃場整備事業だと思うが、近隣市町の反応は。
2 姫宮地区の 町道 2 5 2 号線沿線の開発について	町道 2 5 2 号線は、令和 1 1 年度に北春日部方面へ開通予定となっています。その沿線部分の開発では、見沼代用水の関係で、着手する事ができない状況になっていると聞いています。この事は、地域住民にとどまらず、町全体の今後のスケジュールに影響を及ぼすと思います。そこで伺います。 ① 見沼代用水と、開発に着手できないこととの関係は。 ② 当該地域における開発について、今後の町の展開は。
3 町内の下水道とマンホール問題について	八潮市で下水管が破損し、県道交差点が大規模に陥没した事故は、発生から 1 年が過ぎました。現場周辺の住民は今も、下水管からの悪臭や復旧

て

工事の騒音に苦しんでいます。下水管の複線化などの工事完了まで最短でも５年以上かかるとされ、日常を取り戻すには、まだ時間がかかると言われています。当町においては、大型下水管はなく、調査の結果問題はないとの事でした。

東姫宮地内において、下水道のマンホール部分が、地盤沈下や車の通行等による振動により道路アスファルト部分が隆起して、車や自転車が走りづらい状況にあります。そこで伺います。

- ① 東姫宮地区に限らず、インフラ整備をして長期間経過している地域は、他にも多くあると思うが、町は把握しているか。
- ② 八潮市の一件で分かるように、何か事が起きてからでは、地域住民の生活への支障や、それにかかる予算も計り知れないので、今一度、確認の調査をするべきと思うが、町の考えは。

通告第 6 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 5 日 午後 2 時 5 0 分受付
令和 8 年 2 月 5 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 久喜宮代衛生組合の取り壊しと跡地利用について	久喜宮代衛生組合の焼却施設等があと 1 年で稼働が終わる。以前の一般質問で「解体や跡地利用について地域住民の声を」とお願いしたが、時期が近づいているので、具体的に伺う。 (1) 取り壊しの計画について、時期はいつ頃予定しているのか。 (2) 跡地利用について、久喜市との協議、町の考え、地域住民の声をどのように活かしていくのか。
2 ごみ減量の取組みについて	燃やせるごみの搬入量が増加との数字が出ている。ごみの処理量が増加した理由については、乳幼児や大人のおむつの増加、またマナーの向上もあって、ペットのおむつの増加も考えられる。担当課としては様々な要因の考えがあると思う。 全国的に、おむつの再利用についての取り組みがあるが、ごみの減量のために町と共に住民ができること等の対策を今一度伺う。
3 空き家対策の進捗状況	町内でも増え続ける空き家があるが、最近、更地になり整備され、売りに出される物件が増えてきた。担当課からのアクションにより、持ち主が

4 都市計画道路白岡宮代線の今後について	行動を起こしての現状かと推察する。空き家対策の進捗状況と今後の取り組みについて伺う。 白岡市内においては、都市計画道路白岡宮代線の工事が進んでいる。この都市計画道路について、以前は和戸駅に向かって計画され、現在では東武動物公園駅とのことである。町の発展には重要な道路と考えるが、現在、白岡市と協議はされているのか。また、進捗状況と町の今後の考えを伺う。
-----------------------------	--

通告第 7 号

令和 8 年 3 月 定 例 会

令和 8 年 2 月 6 日 午前 8 時 3 0 分受付

2 0 2 6 年 2 月 6 日

宮代町議会議長 様

宮代町議会議員 丸 藤 栄 一

一 般 質 問 通 告 書

次の事項について質問したいので、通告いたします。

質問事項	質 問 の 要 旨
1 国民健康保険 税の引き下げを	市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の 4 割が年金生活者などの無職、3 割が非正規労働者で、フリーランスの人も加入するなど、低所得者が多く加入する医療保険である。ところが、平均保険料は、4 人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の 2 倍近く高くなっている。 全国知事会や全国市長会は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを「国保の構造問題」だとし、これを解決するため、全国知事会は公費投入・国庫負担 1 兆円を増額し、国保税を引き下げることが国に要望し続けている。 国民皆保険制度を守るためにも、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにするべきと考える。 そこで、以下について伺う。 (1) 2 0 2 6 年度の国保税の税率・税額（案）は、どのようになるのか。また、モデルケースでの影響額は。 (2) 国保税に「子ども・子育て支援納付金」を上乗せして徴収する制度が 2 0 2 6 年度から始まり、2 0 2 8 年度にかけて段階的に実施されるが、どのようになるのか。 (3) 現行税率との比較では、どのようになるのか。 (4) 2 年連続の引き上げは、町民生活にとって耐え難いものとするが、町長の認識は。 (5) 高すぎる国保税について、町独自の負担軽減措置を検討するべきではないか。 (6) 一般会計からの法定外繰り入れを行い、引き下げをするべきではないか。

2 資源プラスチック類の処理は、これまで通りプラスチックリサイクルで実施を

海洋プラスチックごみをはじめプラスチックごみ対策は、地球環境の将来がかかった大問題である。プラスチックは、手軽で耐久性があり安価に製造できることから、大量に生産し、製品や包装材、緩衝材としても広く使われてきた。しかし、多くは「使い捨て」されており、利用後、きちんと処理されず、環境中に流出してしまうことも少なくない。プラスチックは微生物に分解されにくく、長期間消えないごみとして環境に留まり続ける。

将来世代のためにも、プラスチックが地上に残らないよう、次世代に引き継ぐことが求められている。

そこで、以下について伺う。

(1) 当町の資源プラスチック類の処理方針については、『資源プラスチック類（ペットボトルを除く）については、2027年（令和9年）以降、「燃やせるごみ」として分別し、久喜市の新ごみ処理施設において処理を行うこととします』ということだが、今後、方針についての見直しはないのか。

(2) 資源プラスチック類（ペットボトルを除く）については、長年にわたりリサイクル処理を行ってきたが、なぜ、「燃やせるごみ」として分別することになったのか。

(3) 「資源プラスチック類」の分別区分を、これまで通りプラスチックリサイクルで実施するべきと考えるが、町の見解は。

通告第 8 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 1 月 3 0 日午前 9 時 3 8 分受付
令和 8 年 1 月 3 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 発達・情緒障がい通級指導教室設置について 2 教育相談体制の強化について	発達・情緒障がい通級指導教室は、通常学級に在籍しながら、個々の特性に応じた専門的支援を行い、学校生活を円滑に過ごせるよう児童をサポートしていく教室です。令和 8 年度、新たに百間小学校へ設置することになりましたので、以下について質問をいたします。 ①教室の呼称は。 ②子どもの特性を把握するための一つの指標として、WISC（ウィスク）検査があるが、積極的に活用をしていくのか。 ③今回の通級支援は、いじめ・不登校の予防に一定の効果があると考えるが、町の見解は。 当町の教育相談窓口は、主に教育支援センターや、中学校内設置のさわやか相談室、各学校に派遣されるSC（スクールカウンセラー）、須賀小学校が拠点となるにこにこ相談室のSSW（スクールソーシャルワーカー）となっています。それぞれの役割周知や支援体制など更なる仕組み作りが求められていると感じます。そこで以下について質問をいたします。

3 町内虐待事
案を踏まえた
介護・障がい
者施設の虐待
防止体制の強
化について

- ①教育支援センターは、設置されて来年度で5年目となる。これまでの利用実績や成果などの評価及び今後求められている充実策について町の見解は。
- ②SCの配置状況や相談件数などの利用実績について、町はどのように評価しているか。
- ③SSWは、不登校やいじめ、家庭環境の課題への対応など重要な役割を担っているが、保護者への周知は不十分と感じる。町の見解は。

公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花において、複数職員による身体的、心理的、性的虐待が常態化し、通報義務の怠りなどが明らかになりました。町内介護・障がい者サービスへの信頼低下が懸念される中、町として信頼回復に向けた対策をどのように進めていくのか、以下についての質問をいたします。

- ①町内介護・障がい者施設への虐待防止体制について具体的にどのような注意喚起をしたのか。
- ②虐待を未然に防ぐために町が支援できることは。

通告第 9 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 2 日 午前 8 時 4 5 分受付
令和 8 年 2 月 2 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 中学校部活動について	令和 7 年 6 月定例会の「中学校部活動の地域展開について」の一般質問において、令和 9 年度までは現状の部活動を維持し、今年度内に中学校長、中学生、保護者などを対象にしたアンケートを実施するとの答弁がありました。地域展開については文部科学省が、昨年 12 月 22 日に新たな指針を策定し、受け皿となるクラブ活動に対し、安心・安全な環境にすること、低額の参加費、適度な活動時間にすること、市町村による認定制度を設けて「認定地域クラブ活動」を規定するなどを示しました。生徒側の参加費用の目安もこれから提示される予定であり、国の協議も進んでいるところです。そこで以下について伺います。 ①今年度も終わりに近づいているが、アンケート実施の進捗状況は。 ②校長会が開催されたとのことだが、部活動に関する議題はあったか。
2 公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六	令和 8 年 1 月 14 日、町のホームページに公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花において、虐待と認められる事案が発生したと公表しました。昨年 11 月、町に通報が

花について	あり、町が高齢者虐待防止法に基づき立ち入り調査などをした結果、職員４人について身体的、心理的、性的な虐待行為が確認されました。コロナ前から入所者への暴言や不適切な介護などが行われ、虐待が常態化していると結論づけました。入所者や家族の安心・安全を確保すること、町民の信頼を回復し、再発防止のための研修はもちろん誠実に働いてきた多くの職員へのケアも必要です。そこで以下について伺います。 ① 町は今回の虐待事案をどのように受け止めているのか。 ② １月末に六花から提出された業務改善計画書の内容は適正であったか。 ③ 被害を受けた入所者へのケアやフォロー体制は。 ④ 家族への説明責任をどのように果たしたのか。 ⑤ 今後の入所者の安全確保策は。（夜間体制、複数配置、記録の透明化など） ⑥ 虐待に関与していない真摯に働く職員へのメンタルケアや職場環境改善が必要と考えるが、町の見解は。 ⑦ 再発防止策はどのようなになっているのか。 ⑧ 現在の勤務人数は入所者平均７０人に対して３４人ということで基準は満たしているが、夜間などの介護の現状はどのようなになっているのか。
３ 病児、病後児保育について	令和７年４月１日より、共働き世帯の増加や核家族化の進行、多様化する子育て世代のニーズに対応する為、みやしろ保育園で行われていた病児、病後児保育を新たに杉戸町の井上小児科皮膚科併設の「とん ことり」に委託し、間もなく１年になります。利用人数は増えているとお聞きしていますが、現時点での利用人数と利用者が増えた理由について町の見解を伺います。
４ チュウゴク	平成２７年に日本国内で初めて発生が確認され

アミガサハゴロモについて	て以降、全国で確認事例が増加しており、令和6年には国内の農作物への被害が初報告されました。先日、地域住民より町内の公園の樹木に卵が沢山あると心配の声を頂きました。そこで以下について伺います。 ①本町における発生状況は、どの程度把握しているか。 ②県とはどのような情報共有が行われているのか。 ③町民が発見した際、どのように対応すればよいか。 ④今後、町として注意喚起や駆除方法などの情報提供の考えは。
---------------------	---

通告第10号	令和8年3月 定 例 会 令和8年2月2日 午後2時57分受付 令和8年2月2日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原洋子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 外国籍住民・外国人労働者の受け入れに関する諸問題について	在留資格・住民登録・不法就労等を巡る制度運用について、町の見解を伺う。 ①本町において、外国人の不法就労や在留資格違反の状況把握は。 ②本町における外国籍住民に関する苦情や相談等の件数や内訳、対応状況、相談体制は。 ③外国籍住民の就労実態、居住実態に疑義が生じた場合、在留資格及び住民登録の状況をどのようにして確認しているか。 ④住民票の住所と実際の居住地が異なる場合や、在留資格の期限切れなどの状況把握方法は。 ⑤警察や出入国在留管理庁等の関係機関との情報共有・連携は、どのような基準や方法で行われているか。
2 隼人堀沿いの遊休農地の景観整備について	町内には、各地に遊歩道が設置されている。桜並木など、景観の良い遊歩道もあるが、隼人堀川沿いの遊歩道は隣接地がいわゆる耕作放棄地であり、背の高い葎が生えそれが枯れたままになっている。地域の方からは、タバコのポイ捨て等があれば、すぐにでも火災になり燃え広がることを懸念されている。

	昨年、福祉産業委員会で栃木県真岡市に遊休農地対策について視察を行った。真岡市では遊休農地をいろいろな形で減らしていく努力をされていたが、その中で草花を植えたり、そば畑などにして遊休農地を活用していた。 隼人堀川には令和１１年に橋が架かる予定となっており、北春日部側の宅地開発も進んでいる。 北春日部の住宅開発が進めば春日部市側から宮代町側を見る方も増える。春日部市側にも遊歩道があり、そちらを歩いている方に宮代町側を見ていただくことになる。菜の花、ひまわり、コスモスなどの草花で景観を改善することで、評価が上がると思われる。そこで町の見解を伺う。 ① 遊休農地の地権者と話し合いを設け、手付かずの土地を有効活用していただけるようにできないか。耕作放棄している土地よりも花畑になっている土地の方が注目され、評価が上がると思うが、町の考えは。 ② 東地区にある企業から、毎年草花の苗を町に提供していただいていると聞いている。こちらの花の苗を耕作放棄地に植えるなどして花畑を作っていくなどの考えは。 ③ 町内企業にも協賛を募り、区画ごとに名前をつける里親制度の考えは。 ④ クラウドファンディング、町債の発行などで町民からも支援を募る考えは。 町道２５２号線が完成することで、台風で折れてしまった街路樹などの整備はどうされるのか伺う。
3 町道２５２号線の街路樹は	

通告第 1 1 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 3 日 午前 9 時 5 0 分受付
令和 8 年 2 月 3 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1. 庁舎における 火災防止対策 は 2. 成年後見制度 の手続き改善 を	昨年の 5 月 6 日に白岡市の庁舎において、火災が発生した。防犯カメラ映像により、火災の原因は 1 階税務課の納税コールセンターの床コンセントに接続された、可動式プラグの接触不良によりプラグの樹脂部分から発火し、付近でゴミ箱として利用していた段ボール箱に延焼したとされている。また、机の上に置かれていたリチウムイオン電池が燃焼して急激に拡大した可能性が高いとも指摘されている。現在、白岡市では庁舎の改修に向けた設計事業を進めると共に、再発防止対策に取り組んでいる。当町においても防火シャッターの修繕などを実施したが、火災防止対策の進捗と今後の取組について伺う。また、リチウムイオン電池の管理の状況について伺う。 認知症高齢者の推計人数は約 4 7 1 万人を超え、軽度認知障害の高齢者は約 5 6 4 万人と推計されている。さらに、判断能力が不十分な者には、認知症高齢者に加え、精神障害者が約 6 1 5 万人、知的障害者が約 1 2 9 万人と推計される。高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加は社会的課題

	となっており、これに伴って成年後見制度や市民後見人制度の需要も一層高まると見込まれる。成年後見制度は、本人の生活や人権、財産を保護するため、契約や行政手続等において支援を行う重要な仕組みである。一方で、成年後見人や被後見人は、町税、国民健康保険、障害福祉、高齢者福祉など、多岐にわたる手続きを各窓口で個別に行う必要があり、手続きの煩雑さや負担が大きいのが現状である。成年後見人等が各種通知等の送付先変更を一括して登録・変更できる仕組みを導入すべきと考えるが、成年後見制度の直近数年間の利用者数と今後の見通しについて町の見解を伺う。
3. 地域包括支援センターの取組	地域包括ケアシステムへの具体的な取組として、厚生労働省より介護予防・日常生活支援事業のガイドラインが発表された。その基本は、市町村が中心となり地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的な支援を可能にすることを目指している。当町では昨年より地域包括支援センターを2か所に設置して新しくスタートした。進捗状況と課題に対する今後の取組について伺う。
4. 高齢者等タクシー助成事業の改善	高齢者等タクシー助成事業は令和3年度から実証実験としてスタートした。その後、2年間の事業効果を検証し、アンケート調査も行い、令和5年度から改定された事業を再スタートした。現在も循環バスの補完だけではなく、大切な移動手段として町民に利用されている。実施から2年が経ち、再度事業効果の検証も必要と考える。進捗状況と今後の取組について伺う。

通告第 1 2 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 5 日 午前 1 0 時 1 5 分受付
宮代町議会議長 様	令和 8 年 2 月 5 日 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 アーチェリー場の廃止について	山崎アーチェリー場における問題を数名の町民の方々からお聞きし、令和 6 年 1 2 月 5 日の本会議一般質問で初めて指摘してから 1 年以上が経ちました。この間、担当課である教育推進課は、宮代町アーチェリー連盟の方々、そしてアーチェリー愛好の町民の方々と、アーチェリー場を町民が利用しやすく改善を行うことを共通目的として、かなりの時間を費やし、また、何度も話し合いを行って参りました。その間、町の公文書紛失や法律・条例違反、さらには町の施設でありながら、殆どの町民が事実上利用出来ない実態であったこと等々、多くの問題が発覚したことから、担当課長と町長が町民へ謝罪を行うという、前代未聞の大問題へと発展したというのが、昨年の 1 2 月議会までの経緯でした。 ところが、昨年の 1 0 月～1 2 月にたったの 3 回開催された町の内部会議（第 7 回 1 0 月、第 8 回 1 2 月、第 1 0 回 1 2 月自治体経営会議）により、急転直下、施設廃止に決定したと伺い、会議録の検証を行いました。その会議録によると、廃止となったことの原因は主に費用問題であること

	が判明しました。 そこで、会議に提出された資料を検証したところ、費用を出来る限り低くしようという姿勢が見えないどころか、必ずしも必要でないものまでも計上することで高額となった費用を前提とした会議であったこと。さらには改善策として利用料を徴収するといったことが、会議前の話し合いでは提案されていたにも関わらず、そのことが議論されていないことなどが判明したことから、会議自体に問題があると考えざるを得ません。 さらに会議録からは、施設内に存在する違法建築物（町が長年放置していたもので、建築基準法違反）のことや、町の責任放棄に基づく丸投げ等に関し、町自体の反省は全く伺えないことも大きな問題です。 そこで、結論へ至る資料等の前提が不当であること。また、これまで町民へ行われた説明とは全く違うことを会議で発言している点などについて、簡潔明瞭な答弁を求めます。
2 るーばん問題（TMO問題）による一千万円以上の税金無駄遣いについて	昨年9月議会において問題提起を行った、本田一丁目にかつて存在したるーばん、つまり株式会社TMO（以下、「TMO」とします）の問題です。 町が一千万円という高額の金額を税金から出資したことは既に町は認めています、この出資金は今後、どのようなになるのでしょうか。 また、このTMOは8年以上もの間、一度も株主総会を開催しないという違法状況につき、町は長年問題視せずにいたことにつき、現在はどういう対応を行っているのでしょうか。 これらに関し、現在の進捗や今後の考えにつき、簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。
3 MCA問題及び進修館駐車場における長期不法駐車	特定非営利活動法人MCAサポートセンター（以下、「MCA」とします。）が契約期間を1年間残して、一方的に事実上の契約解除のような形で撤退してから間もなく一年となります。

問題に関する
地方自治法違
反について

当時、MCA側からは収益が見込めないといった趣旨を撤退理由として示されました。金額として200万円だったはずです。

ところで、MCA撤退後約一年が経ちますが、この一年間の収益額はどの程度かについての答弁を求めます。

また、12月議会で町長は、不法駐車に対する対応の間違いを認め自身のそれまでの考えを撤回したものの、肝心の法律上の権利の発生（不当利得等）につき、全く理解が出来ていない珍妙な答弁を行い、地方自治法違反については答弁を行いませんでした。

この件につき、町が歳入となる権利（請求権）を放棄するならば、地方自治法96条の必要的議決事件となり議会による議決が必要となるはずであります。しかし、現在の町の対応は、地方自治法違反の違法状況が何年も継続していることとなるが、このことをどのように考えているのかにつき、簡潔明瞭な答弁を求めます。

4 宮代町1億円問題に対する、これまでの町長の答弁に関して

2023年11月11日付の東京新聞にて、「宮代・笠原小の学童保育所推計不十分3年で2棟19、22年度総額3億2,000万円町の内部文書に「反省」の文字」とのタイトルで掲載された、いわゆる「宮代町1億円問題」について、町長は繰り返し、失政ではない旨主張されております。しかし、当時の担当課長自らが「当初に児童数を適切に推計していなかった。」「今回は反省材料。」等々と失政であったことを認めていました。町長は、その記事の根拠となった担当課作成資料（レポート）につき、去年の9月議会では、「レポートは読んでいない。」「決裁上で上がってきているものではないので、読んでいない。」等々と答弁されました。

ところが12月議会では一転、9月議会のご自身の答弁と真逆の答弁、すなわち「新聞に掲載された後に確認をしています。」とのみ答弁されまし

5 公文書の取り扱い、保管等に関して	たが、当時の担当課長と町長との見解の相違についての答弁がなされませんでしたので、改めてお尋ね致します。 当時の担当課長であり、また、担当課として失政だったとレポートまで作成された方の見解と、最初はレポートすら読んでいないと答弁された町長。どちらかが誤っている筈なのですが、いかがでしょうか。レポート内容が正しいのか誤りであるのかも含め、簡潔かつ明瞭な答弁を求めます。 特定の課だけではなく全庁横断的に、「あるべき文書がない。」（アーチェリー場問題資料・教育推進課）、「学童保育所建設に関し、児童数推計の根拠となる記録や推計値算定根拠資料も残さず。」（4で質問した、2023年11月11日東京新聞記事。子育て支援課）、「決裁を経ずに公文書を作成した上で、町として作成し決定した文書であるかのように外部へ公開した。」（宮代町1億円問題資料・子育て支援課）、「公文書公開請求が行われたにも関わらず、受け取っていないなどという嘘を何度も職員が言った。」（情報公開条例施行規則第10条違反・総務課）、「株主総会議事録を紛失した。」（TMO問題・産業観光課）、「契約更新時に前回契約書を検証せずコピーで済ませたことで、町へ一千万円以上の損失を生じさせた件。」（町内循環バス不当譲渡問題・企画財政課）等々、公文書に関して多くの問題が複数の課で長年多々発生していることを、これまで繰り返し指摘してきました。 まちづくり基本条例第4条に書かれている通り、町の取得する情報や公文書等は、町民との共有物（情報の共有）であることが大原則であるはずであるが、現状では徹底されていないのですが、町はこれらの問題をどのように考えているのでしょうか。 そもそも、文書の起案や保管等に関しては、宮代町文書処理規程というものがあり、この規程に
---------------------------	--

基づき運用されているはずであります、それが遵守されていないことから、前述の多くの問題が発生したと考えられます。

以上につき、簡潔な答弁を求めます。

さらに、文書の保存・保管に関しては同規程第44条によると、文書の性質により年限が1年から永年と5種類に分類されていますが、この年限は同条3項によると、永年文書のみ10年ごとに見直すとされています。

この年限というものは、改正前の規程が昭和55年であったことから、元々は紙の文書を念頭に定められたものであると思料されますが、現在の実務ではほとんどが電磁的記録によるものであることから、紙文書のような物理的スペースが必要ではないはずです。このことは、令和6年度に導入された「文書管理システム」(同規程第2条)の用語の定義として保存につき書かれていることから伺えます。つまり、年限につき定める前提がそもそも違うということです。保存年限が短いと、何らかの問題が発生したときに、既に証拠となる文書が破棄されてしまい、検証が出来ないということとなります。

同規程第44条により、現在は1年・3年・5年と定められているもので、かつ、それが電磁的記録による文書に関しては、原則10年に統一するという改正案につき、町の考えを簡潔な答弁で求めます。

通告第 1 3 号	令和 8 年 3 月 定 例 会 令和 8 年 2 月 3 日 午前 8 時 4 5 分受付
令和 8 年 2 月 3 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 田島正徳 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1 須賀小学校 新校舎建設に おける共同企 業体（J V）の 活用について	須賀小学校の新校舎建設が令和 8 年度から始まります。商工会からも町内業者との J V による要望書が町に提出されました。J V により、最新技術や管理手法を学べて会社のレベルアップが図られます。また、メンテナンスにおいても施工に携わっていれば迅速に対応できると思います。 J V での建設を進めるべきだと考えますが、町の見解を伺います。
2 防災訓練に ついて	令和 7 年度については町主催の防災訓練は行わず、地区の防災訓練を積極的に支援する方針に変更されました。そこで以下の点について伺います。 ① 令和 6 年度と令和 7 年度における防災訓練実施の金額を含めた実績は。 ② 宮代町の規模として、他自治体同様年一回の防災訓練を実施すべきと考えるが、町の考えは。
3 都市計画道 路の進捗と今 後について	昨年 9 月議会においても都市計画道路について同様の一般質問が提出されました。 都市計画道路は、どの自治体でも完成には時間がかかります。しかし、宮代町の骨格となる道路

を一本作らなければ、町の発展は非常に困難だと考えます。そこで以下の点について伺います。

①町内道路の整備の進捗状況と優先順位は。

②町が都市計画道路を確実に推し進めるために、都市開発資金等を利用し、農地を早期に取得すべきと考えるが、町の考えは。

③都市計画道路の進捗が困難と思われるのならば、見直しの考えは。